

○大野城市競争入札参加資格等に関する規程（平成7年3月13日規程第1号）

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、大野城市が行う工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入、その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び手続等に関する事項を定め、契約の円滑な推進を図ることを目的とする。

（申請）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に競争入札参加資格審査申請書に大野城市財務規則（昭和53年規則第3号。以下「財務規則」という。）第86条第1項及び第96条の公示（以下「公示」という。）において定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（競争入札参加不適格者）

第3条 競争入札に参加することができない者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）令第167条の4に規定する者
- （2）経営状態が著しく不健全であると認められる者
- （3）提出書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- （4）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者。ただし、建設業については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けていない者
- （5）建設業については、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの一部改正〔平成12年規程18号・22年9号〕

（資格審査委員会）

第4条 申請書を提出した者（以下「申請者」という。）について第3条に規定する資格及び第10条に規定する等級別格付の審査を行うため、大野城市競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- （1）委員長 副市長
- （2）副委員長 委員長が委員のうちから任命する者
- （3）委員 各部長、会計管理者、上下水道局長及び議会事務局長  
一部改正〔平成11年規程2号・7号・14年1号・18年6号・19年2号〕

（委員会の招集）

第5条 委員会は、必要がある場合に委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

（報告）

第6条 委員長は、委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

（競争入札参加資格の認定及び通知並びに有資格者名簿）

第7条 市長は、委員会の審議結果に基づき、競争入札参加資格者の資格を認定し、申請者に通知するとともに、資格を認定した者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。

2 前項の資格の有効期間は、申請した年の8月1日から翌々年の7月31日までとする。

（有資格者名簿の変更等）

第8条 有資格者名簿に記載された者は、商号又は名称、住所、代表者氏名、受任者及び使用印鑑等に変更があったときは、その都度市長に届けなければならない。

（資格の取消）

第9条 市長は、有資格者名簿を作成した後、当該名簿に記載された者が第3条の規定に該当することとなったときは、当該資格を取り消し有資格者名簿から削除するとともに、その旨を当該資格を取り消された者に通知しなければならない。

（等級別格付）

第10条 市長は、有資格者名簿に記載された者のうち、建築工事及び土木工事を申請している者については4等級に、舗装工事、電気設備工事、管工事、水道施設工事及び造工事を申請している者については3等級に区分して格付する。

2 前項の等級別格付については、大野城市において建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（平成7年要領第6号）の規定による総合点数により行う。

一部改正〔平成7年規程6号・13年8号〕

（標準請負工事金額）

第11条 前条に規定する格付を行った場合において、各等級別にその発注の標準となる請負工事金額は、別表第1のとおりとする。

（建設工事の指名基準）

第12条 市長は、工事の請負を指名競争入札により契約を締結するときは、有資格者名簿に記載された者のうちから当該入札に参加するものを指名しなければならない。

2 第10条第1項に規定する工事については、別表第1に定める区分により指名しなければならない。ただし、次の各号の一つに掲げる場合には、当該各号に定めるところにより指名することができる。

（1） 特別の技術、資材等を必要とする工事及び災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事の場合は、当該等級の上位の等級に認定されているものを指名することができる。

（2） 当該等級に認定されている有資格者が不足する場合その他必要と認める場合は、当該等級の上位の等級に認定されている者を指名することができる。この場合は、指名業者総数の2分の1未満とする。

3 前2項により指名する者の数は、当該工事の種別に応じて別表第2に定めるとおりとする。

4 前各項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、指名が特定の有資格者に偏ることがないように指名するものとする。

- （1） 地場業者の育成
- （2） 受注機会の公平性
- （3） 当該工事の施工能力
- （4） 本市における工事成績
- （5） 手持ち工事の状況
- （6） 当該工事に対する地理的な条件
- （7） 不誠実な行為の有無、信用状態等
- （8） 安全管理及び労働福祉の状況
- （9） 発注する工事に応じた官公庁の実績

全部改正〔平成7年規程6号〕、一部改正〔平成13年規程8号〕

（測量・設計等業務の指名基準）

第13条 市長は、業務の委託を指名競争入札により契約を締結するときは、有資格者名簿に記載された者で当該業務を希望するものうちから、次に掲げる次項を総合的に勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにするものとする。

- （1） 地域性
- （2） 受注機会の公平性
- （3） 技術職員の経験及び能力
- （4） 発注する業務に応じた官公庁の実績
- （5） 本市における業務履行状況
- （6） 不誠実な行為の有無、信用状態等

2 前項により指名する者の数は、当該業務の種別に応じて別表第2に定めるとおりとする。

追加〔平成7年規程6号〕、一部改正〔平成13年規程8号〕

（物品の購入その他の業務の指名基準）

第14条 市長は、物品の購入その他の業務を指名競争入札により契約を締結するときは、有資格者名簿に記載された者で当該業務を希望するものうちから、次に掲げる事項を総合的に勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにするものとする。

- （1） 地域性
- （2） 受注機会の公平性

- (3) 官公庁の実績及び契約履行状況
  - (4) 役務の提供等に関するものは、発注する業務に応じた業務経歴の有無及び技術職員の状況並びに必要器具等の保有状況
  - (5) 不誠実な行為の有無、信用状態等
- 2 前項により指名する者の数は、当該業務の種別に応じて別表第2に定めるとおりとする。  
 追加〔平成12年規程18号〕、一部改正〔平成13年規程8号〕  
 (その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。  
 一部改正〔平成7年規程6号・12年18号〕

別表第1 (第11条関係)

等級別格付及び標準請負工事金額

(1) 建築工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,000点以上	2億円以上
B	850点以上 1,000点未満	1億円以上 2億7,000万円未満
C	750点以上 850点未満	1億9,000万円未満
D	750点未満	4,500万円未満

(2) 土木工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,100点以上	1億5,000万円以上
B	800点以上 1,100点未満	4,000万円以上 1億9,000万円未満
C	650点以上 800点未満	7,000万円未満
D	650点未満	2,500万円未満

(3) 舗装工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,100点以上	4,000万円以上
B	800点以上 1,100点未満	6,000万円未満
C	800点未満	3,000万円未満

(4) 電気設備工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,200点以上	4,000万円以上
B	800点以上 1,200点未満	6,000万円未満
C	800点未満	3,500万円未満

(5) 管工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,050点以上	7,000万円以上
B	750点以上 1,050点未満	9,000万円未満
C	750点未満	2,000万円未満

(6) 水道施設工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	1,050点以上	8,000万円以上
B	750点以上 1,050点未満	1億2,000万円未満
C	750点未満	3,500万円未満

(7) 造園工事

等級区分及び総合点数		標準請負工事金額
等級	資格審査による総合点数	
A	850点以上	4,000万円以上
B	750点以上 850点未満	6,000万円未満
C	750点未満	2,500万円未満

全部改正〔平成15年規程13号〕、一部改正〔平成21年規程13号〕

別表第2（第12条関係）

(1) 建設工事の指名業者の数

5,000万円未満	5社～12社
5,000万円以上 1億円未満	8社～13社
1億円以上 2億円未満	10社～14社
2億円以上	10社～16社

(2) 測量・設計業務等の指名業者の数

50万円以上 1,000万円未満	5社～11社
1,000万円以上	7社～12社

(3) 物品の購入その他の業務の契約に係る指名業者の数

50万円以上	5社～12社
--------	--------

全部改正〔平成15年規程13号〕